- 2. 河川整備の目標に関する事項
  - 2.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

流域内の河川について、沿川の人口・資産状況等の流域の社会的重要性や 県内バランスを考慮して改修の規模を定め、計画対象期間内に整備を行い、 昭和63年6月洪水、平成5年9月洪水、平成7年7月洪水等の近年の主要洪 水に対して、家屋や鉄道等の河川の氾濫による浸水を防止し、安全な社会基 盤の形成を図る。

2.2 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する目標

河川の適正な利用、動植物の多様な生息・生育環境、水質保全等を考慮し、健全な河川環境の確保と、流水の正常な機能を維持するために必要な流量(須賀川ダム直下地点で0.037m3/sec)の確保に努める。

流量の確保にあたっては、流況及び水道用水、農業用水の取水等の現況を 把握するとともに、利水者に対し、ダムの貯水状況等の情報提供を行い、合 理的な水利用が促進されるよう調整に努める。

河川改修にあたっては、自然環境への影響を軽減し、河床部や水際部等 について魚類の他、底生動物・植物等に配慮し、河川環境の整備と保全を 図る。